

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号) (衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定する。
- 二、給料表並びに給料の級及び号給に応じ、業務調整手当を支給する。
- 三、令和七年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定する。
- 四、令和八年度以後の勤勉手当の支給割合を改定する。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、一から三については令和七年四月一日から適用し、四については令和八年四月一日から施行する。
- 六、その他所要の規定の整理を行う。